

契約条項 P-7431_210118

本契約条項は、次のサービス商品に対して適用されるものとします。

ネットワーク・サーバーシステムコンサルティングサービス、オフィスドキュメントシステムコンサルティングサービス、オフィスプリンティングシステムコンサルティングサービス、エンジニアリングシステムコンサルティングサービス、アドバンスドコンサルティングサービス、SE サービス DX コンサルティングサービス、ネットワーク・サーバーシステム設計サービス、オフィスドキュメントシステム設計サービス、オフィスプリンティングシステム設計サービス、エンジニアリングドキュメントシステム設計サービス、エンジニアリングプリンティングシステム設計サービス、アドバンスド設計サービス、DX 設計サービス、ネットワーク・サーバーシステム運用設計支援サービス、オフィスドキュメントシステム運用設計支援サービス、オフィスプリンティングシステム運用設計支援サービス、基幹分散出力環境構築サービス、エンジニアリングドキュメントシステム運用設計支援サービス、エンジニアリングプリンティングシステム運用設計支援サービス、アドバンスド運用設計支援サービス、DX 運用設計支援サービス

第 1 章 本サービス

第1条(本サービス)

1. 本サービスとは、本契約条項の適用対象のサービスのうち、注文書記載の業務名欄に記載するサービスをいい、甲は準委任契約として本サービスを乙に委託し、乙はこれを受託します。
2. 本サービスの詳細は、甲乙間で別途確認する本サービスの見積仕様書およびこれに準じる書面（以下、見積仕様書等という。）に記載するとおりとし、乙は、見積仕様書等に従って本サービスを遂行します。

第2条(作業場所への入退場)

本サービスを遂行する場所が甲の事業所または甲が所有もしくは賃借している場所である場合、乙は、本サービスの遂行にあたり、甲の定める入退場等の諸手続を遵守するとともに、甲が甲の安全管理諸規程等を提示した場合には、当該規程等に基づく管理を行います。

第3条(技術指導等)

1. 甲は、本サービスの遂行に必要な情報（以下、必要情報という。）を乙に提供し、技術指導を行うものとします。
2. 乙は、必要情報を善良な管理者の注意をもって保管および使用するとともに、本契約が終了したときまたは甲が要求したときはすみやかに甲に返還します。

第4条(再委託)

1. 乙は、本サービスの遂行にあたり、乙以外の第三者に本サービスを再委託することができます。
2. 乙は、本サービスを再委託した場合といえども、本契約にもとづく乙の債務および責任を免れません。
3. 乙は、本サービスの遂行にあたり、乙と雇用契約を締結した従業員以外の第三者を本サービスの担当者として使用することができます。ただし、本契約にもとづく乙の債務および責任を免れません。

第5条(危険回避)

乙が甲の事業所等で本サービスを遂行する場合において、甲の所有または占有に係る建造物、設備、機械、装置、通路等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれがあるとき、乙は、ただちにその旨を甲に通知し、甲はこれに応じてすみやかに安全または衛生上、合理的に必要な措置を講じます。なお、甲は、当該措置を講じるまでの間、乙が緊急措置として危険を回避するために必要な合理的措置を講じます。

第6条(本サービスの完了)

1. 乙は、見積仕様書等の定めに従い本サービスを遂行し、本サービスの成果物を甲に納入します。この場合、甲は、すみやかに内容を確認し、受領証を乙に交付します。
2. 前項の納入をもって、本サービスは完了します。
3. 本サービスの成果物の所有権は、本サービスのサービス料の支払いと同時に甲に移転します。
4. 本サービスの成果物の納入までに成果物の全部または一部

が滅失、毀損もしくは変質したときの危険負担は、次のとおりとします。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由によるときは甲の負担
- (2) その他の事由によるときは乙の負担

第 2 章 サービス料の変更

第 7 条(サービス料の変更)

次の各号のいずれかに該当し本サービスに必要な費用が増加する場合、乙は、見積書を甲に提出し、本サービスのサービス料の変更を請求することができます。

- (1) 甲の要求により、見積仕様書等を変更するために工数が著しく増加する場合
- (2) 甲の要求により、成果物の納入期限を短縮するために作業内容または業務担当者を変更する必要が生じた場合
- (3) その他、乙の責によらずに本サービスに必要な費用が増加した場合

第 3 章 責任および知的財産権

第8条(善管注意義務)

1. 乙は、善良な管理者の注意をもって本サービスを履行します。
2. 本サービスの完了後 3 か月以内に本サービスの成果物に誤植、落丁、棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、甲は、その修補もしくは代替品の納入を乙に請求することができます。
3. 本条の規定は、本サービスに関する乙の責任のすべてを規定したものであり、法律上の責任を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

第9条(秘密保持義務)

1. 甲および乙は、本契約の終了後 3 年間、本サービスに関連して相手方が秘密である旨を指定して開示した情報（以下、秘密情報という。）を、善良な管理者の注意をもって管理・使用するとともに、本サービスを遂行する以外の目的に使用してはならず、自己の従業員または役員のうち、本サービスを遂行するために知る必要のある者以外の者に対して開示もしくは漏洩しないものとします。ただし、次の各号に定める情報はこの限りではありません。
 - (1) 情報開示の時点において公知である情報
 - (2) 情報開示後に自己の責めに帰すべからざる事由によって公知となった情報
 - (3) 相手方から情報を開示される以前から適法に保有していた情報
 - (4) 法律上正当な権原を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
 - (5) 開示された秘密情報とは関係なく独自に開発した情報
2. 甲および乙は、本サービスの遂行のために必要な範囲を超えて秘密情報を複製してはならないものとします。
3. 甲および乙は、本契約が終了した場合または相手方から

の要求があった場合、秘密情報を相手方に返還または廃棄するものとします。

4. 甲および乙は、法令上の義務にもとづき所轄官庁もしくは裁判所に秘密情報を提出することを命じられ、または情報公開法もしくは条例にもとづき秘密情報の開示を請求された場合、当該命令または請求等で許された範囲で遅滞なく相手方にその旨を通知し、当該公的機関に秘密情報を開示することができるものとします。

第10条(個人情報保護)

甲および乙は、本業務を遂行するにあたり相手方から個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条に定める定義による。)を取得したときは、同法に定める個人情報取扱事業者自らに該当するか否かにかかわらず、同法に定める個人情報取扱事業者の義務を遵守して当該個人情報を取り扱うものとします。

第11条(情報セキュリティ)

1. 本サービスが、甲の社内情報システムもしくは社内ネットワークに対する管理者権限の付与を伴う業務、または必要情報または秘密情報もしくは個人情報データベースの取扱いを伴う業務であるときは、乙は、本サービスの過程で取り扱う必要情報、甲の秘密情報および個人情報(これらの情報が記録された機器・媒体およびこれらの情報にアクセスするために必要な機器・環境を含む。)の機密性、完全性および可用性を維持するための安全管理対策を実施するものとします。
2. 甲は、合理的な範囲内で、前項に基づく乙による安全管理対策の実施状況を監査することができます。

第12条(工業所有権等の帰属)

1. 本サービスに関連して発生する特許権、実用新案権、意匠権および商標権(以下、併せて工業所有権という。)を取得する権利および当該権利に基づき取得される工業所有権の帰属については甲乙間で別途協議するものとします。
2. 本サービスの成果物または報告書面に係る著作権は、著作権法第27条および同第28条の権利を含み甲に譲渡されるものとし、乙は、甲に対して著作者人格権を行使しません。
3. 前項の定めにかかわらず、本サービスの成果物または報告書面に乙が本契約を締結する前から著作権を有する著作物が含まれる場合、当該著作権は乙に留保されるものとし、乙は、甲が当該著作物を利用するために必要な権利を甲に許諾するとともに、甲に対し著作者人格権を行使しません。

第13条(第三者の権利侵害)

1. 本サービスにおいて実施された方法または本サービスの成果物が、第三者の工業所有権、著作権等の知的財産権(以下、知的財産権という。)を侵害するとして、第三者との間において知的財産権に関する紛争が生じた場合、乙は、乙の責任と費用負担において当該紛争を処理解決するとともに、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、甲が当該紛争をただちに乙に通知し、乙に交渉権限を与えるとともに、防御に協力することを条件とします。
2. 前項の紛争が甲の指図もしくは仕様または甲が提供した材料等に起因する場合、乙は、前項の責任を負わないものとします。

第4章 契約の解除および期限の利益喪失

第14条(契約の解除および期限の利益喪失)

1. 甲または乙が次の各号の一に該当する場合、相手方は催告なく通知のみにて該当する当事者の期限の利益を失わせることができるものとします。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、競売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または、会社更生手続の

開始もしくは破産を申し立てられまたは自ら、民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき

- (2) 自ら振出しまたは引き受けた手形または小切手につき不渡が生じたとき
 - (3) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (4) 著しい背信行為その他本契約の継続に重大な支障を生ずる事由が発生したとき
 - (5) 本契約にもとづく金銭債務の履行を遅延したとき
2. 甲または乙が前項各号の一に該当した場合、相手方は催告なく通知のみにて本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第5章 一般条項

第15条(不可抗力)

1. 甲および乙は、地震、火災、洪水、疫病、天災地変、その他当事者の合理的支配を超える不可抗力により、本契約にもとづく全部または一部の義務の履行が不能になった場合、可能な限りすみやかに相手方当事者にその事情を報告します。
2. 甲および乙は、前項の不可抗力事由が継続している間は、本契約にもとづく債務の履行および不履行による責任を免れます。
3. 甲または乙は、第1項の不可抗力事由が相当期間継続し、本契約の目的を達成することができないと判断した場合、相手方と協議のうえ、本契約の全部または一部を解除することができます。

第16条(損害賠償責任)

甲または乙は、相手方が本契約に違反した場合、これにより被った通常かつ直接の損害について、本サービスのサービス料相当額を限度として、その賠償を相手方に請求できるものとします。

第17条(輸出規制)

1. 乙は、日本国の外国為替及び外国貿易法、輸出貿易令、外国為替令その他の関連法令および通達、ならびに適用される諸外国の再輸出規制関連法令を遵守します。
2. 本サービスが成果物の完成を目的とする場合、乙は、甲が要求したときは、乙が甲に納入する成果物が輸出規制に該当するか否かを判断し、その具体的内容を書面で甲に通知し、法令所定の手続および管理に必要な書類を甲に提出するものとします。

第18条(権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約にもとづく権利を第三者に譲渡もしくは義務を第三者に引き受けさせることはできないものとします。

第19条(存続条項)

第3章および第5章の規定は、本契約終了後といえども有効に存続します。

第20条(協議)

本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈につき疑義を生じたときは、甲乙信義にもとづき誠実に協議の上これを決定し、書面で確認するものとします。

以上